

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

最低賃金専門部会議事録

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

令和4年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

1 日時

令和4年8月1日(月) 15時30分～16時03分

2 場所

広島地方合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、三井部会長代理

【労働者代表委員】

国友委員、角委員、橋本委員

【使用者代表委員】

中野委員、長谷川委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、山崎監察監督官、
森川給付調査官、吉川労働基準監督官

4 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

5 議事内容については、別添記載のとおり

○毛利賃金室長補佐

ただ今から広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私、賃金室長補佐の毛利が司会進行を務めさせていただきます。よろしく願います。

次に、専門部会委員の選任についてご報告します。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続きを経て、7月20日付で任命させていただきました。専門部会委員のご紹介につきましては、お手元の資料No.1の広島県最低賃金専門部会委員名簿をご覧ください。ことで代えさせていただきます。存じます。

本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計7名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項で定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会公開要領により、7月11日から同月21日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が11名おられました。本日は5名の方が専門部会を傍聴されておられますので、併せてご報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前にご説明しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。また、本会議は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利・利益が不当に侵害されるおそれのある場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合には、部会長判断によりまして、会議が非公開とされる場合のあることを、予めご了承いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、労働基準部長の前田よりご挨拶を申し上げます。

○前田労働基準部長

労働基準部長の前田でございます。広島地方最低賃金審議会専門部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、先程の本審に引き続きまして、第1回目の専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年のご承知のとおり、目安額がまだ示されていない状況で、本専門部会においてご審議を進めていただくという異例の状況となっております。

委員の皆様には、先日来、審議の変更及びスケジュールの調整等を含めまして、いろいろ、さまざまご心配をおかけしてございます。また、事務局からの審議の進め方や日程確認等、調整に当たりまして、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

これから広島県最低賃金の改正決定等について具体的にご審議をいただくわけですが、先程来ご説明しておりますように、本日15時から、中央において目安小委員会が開催されたという情報は、報道で先程明らかになっているところでございます。今後とも、目安等については事務局といたしましては、

注視していきたいと思っところございまして、方針が出され次第、速やかに委員の皆様にご報告させいただく所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、広島県の各種指標や環境整備の支援策と合わせまして、総合的にご勘案していただきながら、本年度の広島県最低賃金につきまして、ご議論とご審議をお願い申し上げます。暑い中、そして非常に短期間な日程の中でご審議をお願いすることになり、大変恐縮ではございますが、どうかよろしく願い申し上げます。

○毛利賃金室長補佐

それでは、議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。賃金室長の石井よりご報告申し上げます。

○石井賃金室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙すること、また、部会長に事故がある時は、あらかじめ選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。7月1日開催の公益代表委員会議におきまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されておりますのでご報告申し上げます。

○毛利賃金室長補佐

ただ今、石井よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補に岡田委員、部会長代理候補に三井委員がそれぞれ推挙されておられますが、委員の皆様方にご異議ございませんでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○毛利賃金室長補佐

異議なしということですので、本専門部会の部会長に岡田委員、部会長代理に三井委員ということで、各委員のご承認いただきました。部会長席、部会長代理席をご用意いたしますので、しばらくお待ち願います。

○毛利賃金室長補佐

それでは、岡田部会長、よろしく願い申し上げます。

○岡田部会長

ただ今、部会長を拝命しました岡田でございます。この専門部会におきまして、労使双方に十分な議論をしていただいて、円滑な審議が行われますようお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。それでは議事の(2)「広島県最低賃金の改正決定について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

○石井賃金室長

はい。先程の審議会でも申し上げましたとおり、令和4年度地域別最低賃金額改正目安についての答申が示されていない状況です。そのため、他県の審議会でも審議中であり、結審しているところはないことをご報告いたします。

続きまして、「令和4年最低賃金に関する実態調査の概要」について説明させていただきます。資料No.2をご覧ください。その中でまず2ページをご覧くださいませでしょうか。これは、広島県最低賃金及び広島県特定最低賃金の改正審議用として、常用労働者100人未満の民営事業所に対して行った実態調査で、賃金額は本年6月分賃金を対象としております。では、10ページをご覧ください。賃金分布図になりますが、棒グラフ部分は「全労働者」の賃金の時間額ごとの分布割合を10円刻み、1,000円以上は100円刻みで表したものです。同じく11.12ページは、「一般労働者」、「パート労働者」をそれぞれお付けしております。次に15ページを開けていただけますでしょうか。15ページは「令和4年広島県地域別最低賃金額の引き上げ試算表」でございます。これは、最低賃金を1円単位で上げた場合の影響率を、「一般労働者・パート労働者」、「一般労働者」、「パート労働者」の3区分で示しております。影響率とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合です。例えば、この表を見ていただきますと、現在の広島県最低賃金額899円を1円引き上げて900円とした場合の「一般労働者・パート労働者」の影響率は4.8パーセント、2円引き上げて901円とした場合、影響率は14.9パーセントとなります。

まだ目安額が示されていないことから、昨年の引き上げ額28円でみえますと、「一般労働者・パート労働者」では19.9パーセント、「一般労働者」では6.1パーセント、そして「パート労働者」では42.6パーセントの労働者に影響が出るということになります。説明は以上です。

○岡田部会長

はい、事務局からの説明のとおり、目安額が今現在、答申がなされていない状況ではありますけれども、労使双方からの意見表明をお願いしたいと思います。その前に、労使双方の間で発言の準備の時間をお取りしたほうがいいでしょうか、労側はいかがですか。

○橋本委員

大丈夫です。

○岡田部会長

使側はいかかですか。

○中野委員

結構です。

○岡田部会長

はい。それでは意見表明をお願いしたいと思いますが、まず労側からよろしいでしょうか。

○橋本委員

はい。それでは、2022年広島地方最低賃金改正について、労側としての考え方ということで、5点ほど申し上げさせていただきます。

一つ目に、日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素となる最低賃金の引上げが必要であるということを、まず申し上げておきたいと思えます。この背景としては、コロナ禍は、日本経済はもとより労働者の暮らしや雇用に大きな影響を及ぼしましたが、2022年春以降は、3回目のワクチン接種の進展や国民一人ひとりの感染防止に向けた努力等によって、感染者数は減少傾向にあったものの、直近では、コロナウイルスがB A 5に置き換わったことによる第7波の中であって、感染者数は、連日、過去最高を記録している状況にあります。

しかしながら、現時点においては、経済・社会活動に規制や制限はなく、経済・社会活動の正常化は継続して進められており、政府の各種支援策等にも支えられていることもあって、日本経済は、確実に回復傾向にあると考えています。

また、ウクライナ情勢の長期化等によって、供給面での制約などのリスクはあるものの、政府の経済見通しでは、2022年度のGDPは過去最高となることが見込まれています。今後は、政策効果により支えられた経済回復を、より自律的な成長軌道へと乗せていかなければならないため、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素が最低賃金の引上げであり、最低賃金を引上げることで、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資すると共に、国民経済の健全な発展に寄与する、との最低賃金法第1条の目的を果たすべきであると考えています。

二つ目に、現在の喫緊の課題となっておりますが、急激な物価上昇によって、最低賃金近傍で働く者の生活水準の維持・向上の観点から、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると考えています。これまでの間、消費者物価上昇率はゼロ近傍で推移していましたが、資源高や円安の影響等により2021年度後半から物価上昇局面に入ったものと思われます。2022年4月の全国消費者物価上昇率（コア）は2.1%を記録し、2%超の上昇率は消費増税の影響があった期間を除けば、2008年9月以来の水準となっています。また、広島市の2022年6月の消費者物価指数は102.1%、福山市であっても101.4%と、

いずれも8ヵ月連続の上昇となっており、このため、実質賃金の引上げを行わなければ、最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなるばかりであり、最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を上乗せした引上げが必要であると考えます。

三つ目として考えておりますのは、春季生活闘争の結果より、連合広島が集計でございますが、6月9日集計の回答状況では、6,122円(2.24%)、300人未満のところでも4,291円(1.9%)となっておりまして、賃上げの広がり、底上げはコロナ禍前の水準に戻りつつあることから、この流れを最低賃金の引上げにも繋げることが必要と考えています。

四つ目に、現在の広島県の最低賃金が抱える絶対額の低さ、地域間格差の大きさ等、課題の解決が必要であるという点です。広島県最低賃金は899円であり、最高額である東京都の1,041円との格差は142円と大きいわけで、全国平均の930円と比較しても31円も下回っています。その結果、最低賃金近傍で働く労働者は、年間2,000時間を働いても、年収は1,798,000円であり、2,000,000円に満たない、いわゆるワーキングプア水準に留まっているのが現状です。最低賃金は、生存権を確保したうえで、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準まで引上げなければならないと考えています。

また、もう一つは2010年の雇用戦略対話では、「早期に全国最低800円」「2020年までに全国平均1,000円」が合意されています。雇用戦略対話における合意では、目標達成に向けては、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長が前提」とされており、2021年度改定の結果、前者は実現し、後者の到達も見えつつあるところではありますが、連合が目指すのは「誰もが時給1,000円」という水準であり、2021連合リビングウェイジでは、広島県は1,020円が必要で、これを上回らなければ単身者でも生活できないとの試算が出ております。

五つ目に、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備が必要であるという点です。最低賃金の引上げに向けては、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法第9条第2項に定める企業の「通常の事業の賃金支払能力」を高められるように政府の各種支援策の利・活用状況等を踏まえた効果測定等を行った上で、一層の制度拡充や利・活用の促進が必要ですし、加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるように対応を図ることも必要です。そのため、パートナーシップ構築宣言の普及・促進等を行うとともに、その実効性を高めていくべきであると考えております。

最後に、今後、急激な物価上昇が続く中で、特に最低賃金近傍で働く労働者の生活水準を維持し、更には向上に繋がる最低賃金となるように努めるとともに、未だ中央最低賃金審議会の目安小委員会での審議が続いており、目安額が示されていない状況の中ではありますが、今の時点でも、10月1日の発効となるように労側としても最善を尽くして審議に臨みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。長くなりましたが、以上、労側としての意見表明とさせていただきます。

○岡田部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、労側からの意見表明がございました。労側からは5点あ

げられました。1点目として、コロナ禍あるいはウクライナでの戦争ということもあるけれども、コロナ禍に関しては、ワクチン接種が進み重症化が減少する中で経済活動が持続されている、そういった中で、生活の安定や企業の競争力アップや健全化のために最低賃金の引上げは必要であること、2つ目としては、急激な物価上昇の中、実質的な賃上げが必要であるということ、3番目、春闘の中では2.24パーセントの賃上げ、中小・零細でも1.9パーセントくらいの賃上げが実際に行われていること、4つ目としては地域間格差の話の中で、都市部と広島県との最賃の差ですね。更には全国平均よりも広島県が低いという点、最後5点目に、中小・零細企業が賃上げできるような環境整備が行われていること。以上、5点ということで、承りました。それでは次に、使側から意見表明をいただければと思います。

○中野委員

はい。まず、目安が出てない中でございますので、金額については申し上げられませんが、現在の状況について説明させていただければと思っております。

ご承知のとおり、先程労側からもございましたように、長引いているロシアのウクライナ侵攻や中国・上海のロックダウン等の影響を受けまして、企業経営は厳しいという言葉に尽きるということで、大変な状況に陥っているということは確かでございます。そういった厳しい中において、コロナの部分が少し前までは沈静化しつつありましたけれど、今までにない第7波ということで、一段と企業経営は厳しくなっているものと認識しております。

今後、目安がいくらで出るのかはわかりませんが、我々としては、目安がスタートラインだなどとは全然思っていないので、そういった部分を基本に対応していければと思っておりますし、加えて、令和2年の時はコロナで目安が出なかったんですけど、今回は、先程申しましたロシアのウクライナ侵攻や上海のロックダウン、そして過去最高の第7波のコロナということで、企業とすれば、それこそ随分昔に何重苦ということがありましたけれど、まあ三重苦でなかなかやっていけないというようなことでございますし、我々を推薦している経済団体からも、「こんな厳しい状況の中、最賃を上げるような余力はないよ。」ということで、去年も中央の方でそういった団体を中心に、広島県にしてもですね、新聞等でも出ておりましたが、上げるような状況にはないという部分もございますので、そういった状況で、経済団体、推薦団体は思っていますし、それぞれ抱えられている中小・零細・小規模事業主のところは、「それどころじゃない。」というのが基本でございますので、我々とすれば、そうした推薦団体からの依頼を受けておりますので、先程も申しましたように、目安がスタートではない、特に推薦団体では、もう上げる余裕はないので、上げるとかいう審議自体が問題だという言葉をいただいておりますので、我々使側委員とすれば、そういった部分とともにですね、今回の目安が出た後に審議に臨ませていただければと思っております。以上でございます。

○岡田部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、使側から意見表明がございました。使側としては、一つ

はロシアのウクライナ侵攻、戦争ですね。それから中国・上海のロックダウン、こういうものがかなり企業経営に影響を与えている。そして現実には、今現在、コロナの第7波が起こっている。そういう中で、中央最低賃金審議会からまだ目安が出ていないが、たとえ目安が出たとしても、なかなか最低賃金の引上げは難しい、という考え方の表明がありました。

もう一つは経済団体から、実情として、こういった中での賃上げは考えられないということでございました。このようなご意見が出されたということで承りました。

双方それぞれにお考えがおありかとは思いますが、使側の意見について労側はいかがでしょうか。何かご意見はありますでしょうか。

○労側委員

(意見なし)

○岡田部長

それでは逆に、労側の意見表明について、使側よりご意見がございますでしょうか。

○中野委員

労側のご意見については、それぞれ運動論的な部分もあるので、お考えがどうであろうと構いませんけれども、国民の健全な発展ということであれば、国に対して要望されればいいのではないかと思いますし、物価の上昇については、企業経営も大変な中で、何でもかんでも企業におんぶに抱っこさせるなということでございます。それと、賃上げにいたしましても、賃上げできるところが県内企業のうちの何パーセントなのかはよくわかりませんが、できないところもあり、あくまで最低賃金は最低の範囲を決めるものだと思いますので、賃上げがいくらだから上げよ、というお考えはいかがなものかと思っています。

また1,000円ということも言われましたけれど、その当時、1,000円とセットで中小企業の活性化の部分とか、中小企業を助ける政策があり、そういったものがセットだったにもかかわらず、最近では1,000円という金額だけが独り歩きしていて、いかがなものかなと思っています。

都市部と地方の格差という部分はあって当たり前のことでもあるし、今平均が九百いくらですけれども、広島県が899円で平均までいっていないといわれますけれど、Aランクでも数県だけが平均を上回っているところなんで、平均がいくらだからそこまで追いつけといわれるのもいかがなものかなと思います。都市部と比べて低いといわれても、物価も違いますし、よく言われるのが、低いところから高いところに労働者が移動するといわれますけど、果たしてどれくらいの方が現実に移動されているかはよくわかりませんが、だからといって、労側の方が今おっしゃったような運動論としてのご発言に文句を言うつもりはありません。

○岡田部会長

ありがとうございました。労側、いかがですか。

○橋本委員

昨今のコロナ禍もありますが、その前から何回も申し上げているんですが、最低賃金近傍で働かされている、言い方は悪いかも知れませんが、シングルで生計を担っているような方々については、ニュース報道でもありますように、生理用品の一つも買えないとか、そういったこともあるということで、最低賃金近傍で働かれている方々は生活に困っている、そして、そういう人たちが企業を支えているということで、人への投資という話もさせていただきましたが、お金をかけるべきところにお金をかけてあげる必要があるのではないかな、というのが労側といいますか人間としてですね、必要なものは必要であるということで、そういった視点からこれからの審議に臨んでいきたいと思っております。

○岡田部会長

はい。ありがとうございました。労側、使側、それぞれの意見表明に対するご意見をいただきました。今の段階でお聞きするのも早い気がいたしますが、労側、使側双方にお伺いしますが、本日具体的な提示金額案はお持ちでしょうか。

○橋本委員

労側はありません。

○岡田部会長

使側は。

○中野委員

ないです。

○岡田部会長

それでは、本日これ以上審議を続けましても進展はないと思いますので、審議を次回に持ち越したいと思います。次に(3)の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○石井賃金室長

今後の審議日程についてなんですが、もともとの第2回目の専門部会は明日の午前9時30分より開催することで事前に調整させていただいておりました。しかしながら、現時点で目安額が示されていないという状況の中で、予定どおり開催するか否かについて、委員の皆様と調整させていただいた結果、

8月2日午前9時30分より開催することとなりました。開催場所は4号館2階11号会議室ということになります。本日開催通知をお渡しいたします。

○岡田部会長

今事務局から説明がありましたけれども、第2回専門部会は、8月2日、明日の午前9時30分より開催ということにいたします。次回、結審しない場合には第3回目の専門部会を開催することとなっていますので、事務局は準備をお願いします。その他、何かございますか。事務局から何かありますか。

○石井賃金室長

ございません。

○岡田部会長

次回の専門部会は、金額審議等があり、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす虞れ、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される虞れ、率直な意見の交換が損なわれる虞れがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開といたします。それではこれもちまして、第1回広島地方最低賃金審議会専門部会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

